

第12回【社会手当制度】 社会手当制度の概要、児童手当、児童扶養手当等

社会保障Ⅱ

1月20日

第5章 社会保障制度の体系

第6節 社会手当制度の概要

(1)社会手当制度の概要(2)児童手当(3)児童扶養手当制度

(4) 障害児・障害者に対する社会手当等

P.222-225

2限目 10:40～12:10

講義室 304

担当：原 俊彦

1

今日のお話

第5章 社会保障制度の体系

第6節 社会手当制度の概要

- 1.社会手当制度の概要
- 2.児童手当
- 3.児童扶養手当制度
- 4.障害児・障害者に対する社会手当等

ここでは、

1)社会手当制度とは法的に定められた要件を満たす者に対し、主として税財源による金銭給付を行う制度の総称。

2)児童・子育て支援(児童手当・児童扶養手当)と障害児・障害者に対する手当(特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別障害給付金)がある。

3)児童手当については一部、事業者の負担もあり、財源は複雑である

4)制度ごとに給付対象や給付金額が定められており、【非該当】などの条件的制約や所得制限、所得制限による減額などもある。

5)それぞれ別の制度なので、異なる手当を重複して受給することができる。

2

第6節 社会手当制度の概要

1.社会手当制度の概要

- 社会手当制度とは、法的に定められた要件を満たす者に対し、主として税財源による金銭給付を行う制度の総称。
- 社会保険制度のような事前の拠出はなく、全額公的給付である点は、生活保護(公的扶助)と似ているが、資産調査(ミーンズテスト)や補正性の原理などの制約はない。
- 児童・子育て支援(児童手当・児童扶養手当(母子父子家庭)と障害児・障害者に対する支援(特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別障害給付金)がある。

3

第6節 社会手当制度の概要

2.児童手当

【1】児童手当制度の概要および目的

児童手当法(目的)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(2012(H24)年)に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

4

【2】令和6(2024)年10月の児童手当制度改正

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により同年10月分の手当から変更

- ①支給対象年齢：15歳から18歳に延長。
- ②所得制限・所得上限を撤廃。
- ③第3子以降の手当額：月1万5千円から月3万円に増額。
- ④第3子支給対象年齢：18歳から22歳に延長
- ⑤支給回数を年3回から年6回に増加。

出典：札幌市のHP「さっぽろ子育て情報サイト」

5

改正前と改正後の比較

	改正前	改正後
支給対象	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額が設定	所得制限なし
手当月額	・ 3歳未満 一律：15,000円 ・ 3歳～小学校終了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・ 中学生 一律：10,000円 ・ 所得制限以上 一律：5,000円(特例給付)	・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める	22歳到達後の最初の年度末までの児童を含める※
支払期月	3回(2月、6月、10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払)

出典：札幌市のHP「さっぽろ子育て情報サイト」

6

5

6

具体的には？

- 例) 20歳、15歳、10歳の3人の子を養育している場合 (2024年10月以降)
- 20歳：第1子 (18歳まで) 0円
- 15歳：第2子 (18歳まで) 1万円
- 10歳：3子以降 (22歳まで) 3万円
- * 合計4万円/月×12ヶ月=48万円/年
- * もし第1子4歳1万円、第2子3歳1.5万円、第3子1歳3万円→5.5万円/月×12ヶ月=66万円/年

7

7

第6節 社会手当制度の概要 2. 児童手当

- 【2】支給対象および手続き：(2024 (R6) 年改正現在)
- ①支給対象 (受け取るのは親！)
- 児童手当は、高校卒業まで (18歳の誕生日後の最初の3月31日まで) の児童を養育し、生計を同じくする父母等で、原則、所得の高い方に支給。
- ・児童福祉施設等に入所の場合、児童の父母はこの手当を受けるとはできない。(施設設置者が受給者)
 - ・所得制限なし。
 - ・公務員は勤務先で手続き、それ以外は住民票を出している自治体で手続き。原則：勤務先から児童手当支給 (給与と一緒に)。勤務先から支給されない人には自治体が支給。

8

その他の注意事項

- 【原則】児童が日本国内在住であれば支給
- 留学で海外在住→一定の要件を満たせばOK
 - 父母が海外に在住→日本国内で児童を養育している人 (父母指定者) に支給。
 - 父母が離婚協議中などで別居→児童と同居している方に優先的に支給。
 - 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給。

9

9

第6節 社会手当制度の概要 2. 児童手当

- 【3】児童手当の財源
- * 租税を主体に、一部に事業主負担を導入。かなり複雑 (次ページ参照)
- 原則：3分の2を国が負担。3分の1を地方が負担。地方は、都道府県と市町村で折半 (つまり、6分の1づつ) だが、子ども・子育て支援納付金加わる。
- また公務員の児童は、その公務員の所属庁がいずれも全額負担。

10

第6節 社会手当制度の概要 2. 児童手当

財源については、国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金で構成。

被用者	非被用者	公務員
3歳未満	支援納付金(※) 3/5 事業主 2/5	支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15 所属庁 10/10
3歳以降	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9 所属庁 10/10

※子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特別公債を発行。

財源：①国・地方(都道府県・市町村)＋②事業主拠出金＋③子ども・子育て支援納付金(ただし、つなぎとして子ども支援特別公債を発行)

11

第6節 社会手当制度の概要 3. 児童扶養手当

- 【1】児童扶養手当制度の概要および目的

児童扶養手当法

第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

* 2010 (H22) 年の法改正⇒母子家庭＋父子家庭

12

第6節 社会手当制度の概要
3. 児童扶養手当

【2】児童扶養手当の支給対象と支給額

① 支給対象

以下に該当する18歳未満（3月31日まで）の児童（又は20歳未満の障がいのある児童）で、その児童を監護している母、監護生計を同じくしている父、父母にかわって児童を養育している養育者に支給。

【該当ケース】

父母が婚姻（事実婚を含む）解消／父又は母が死亡／父又は母が重度障がい／生死不明／父又は母から引き続き一年以上遺棄／父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた／父又は母が引き続き一年以上拘禁されている／婚外子／棄児など父母が明らかでない児童

13

令和6(2024)年11月以降における制度改正について

第3子以降の児童に係る加算額の増額（第2子加算額と同額に引き上げ）

令和6年度における本体額及び加算額

		令和6年4月分～10月分	令和6年11月以降
本体額	全部支給	45,500円	
	一部支給	10,740円～45,490円	
第2子加算額	全部支給	10,750円	
	一部支給	5,380円～10,740円	
第3子以降加算額	全部支給	6,450円	第2子加算額と同じ
	一部支給	3,230円～6,440円	

* 別の制度なので、児童手当と一緒に受給可能

14

14

所得制限限度額（全部支給、一部支給の上限額）の引き上げ

(単位：万円)

所得制限限度額表（受給資格者本人）

扶養親族の数（人）	令和6年10月以前				令和6年11月以降			
	全部支給		一部支給		全部支給		一部支給	
	収入※	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得
0	122.0	49.0	311.4	192.0	142.0	69.0	334.3	208.0
1	160.0	87.0	365.0	230.0	190.0	107.0	385.0	246.0
2	215.7	125.0	412.5	268.0	244.3	145.0	432.5	284.0
3	270.0	163.0	460.0	306.0	298.6	183.0	480.0	322.0
4	324.3	201.0	507.5	344.0	352.9	221.0	527.5	360.0
5	376.3	239.0	555.0	382.0	401.3	259.0	575.0	398.0

※「収入」は給与所得者を例として給与所得控除等を加えて表示した額

* 別の制度なので、児童手当と一緒に受給可能

15

15

第6節 社会手当制度の概要
4. 障害児・障害者に対する社会手当等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

* 要するに、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当があり、さらに障害基礎年金の受給権のない障害者のためには、特別障害者給付金がある。

16

第6節 社会手当制度の概要
4. 障害児・障害者に対する社会手当等

【1】特別児童扶養手当

- 支給要件：20歳未満で精神又は身体に障がいがある児童（以下「対象児童」といいます。）を家庭で監護、養育している父母等に支給。【非該当】受給資格者（請求者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき／対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く）／対象児童が、障がいを事由とする年金を受けることができるとき。
- 支給金額：手当月額（令和6年4月分から令和7年3月分まで）手当月額 障害等級 1級 55,350円 2級 36,860円(札幌市)

17

第6節 社会手当制度の概要
4. 障害児・障害者に対する社会手当等

【2】障害児福祉手当

- 支給要件：精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、手当は支給できません。【非該当】受給資格者（請求者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき／対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く）／対象児童が、障がいを事由とする年金を受けることができるとき。
- 支給金額：障害児福祉手当・福祉手当（経過福祉手当）令和6年3月分まで15,220円令和6年4月分から15,690円(札幌市)

18

第6節 社会手当制度の概要

4.障害児・障害者に対する社会手当等

【3】特別障害者手当

- 支給要件：精神又は身体に著しく重度の障がい有する
ため、日常生活において常時特別の介護を必要とする
20歳以上の方に支給されます。【非該当】受給資格者
(請求者)が、日本国内に住所を有しない／受給資格者
(請求者)が、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等
に入所しているとき(ただし、通所している場合は除
く)／受給資格者(請求者)が、病院又は診療所(介護
老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院を含
む)に3か月を超えて入院しているとき。
- 支給金額：令和6年3月分まで27,800円令和6年4月分
から28840円(札幌市)

19

第6節 社会手当制度の概要

4.障害児・障害者に対する社会手当等

【4】特別障害者給付金

- 支給要件：国民年金に任意加入していなかったこと
により、障害基礎年金を受けられない障がいのある方
を対象に給付金を支給する制度。
- 支給対象者：国民年金に任意加入していない時に初診
日がある場合(任意加入の学生であった(平成3年3月
以前の期間)／任意加入の厚生年金・共済組合加入者等
の配偶者であった(昭和61年3月以前)で現在、障害
基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある。現在、障
害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある。
- 支給金額：(令和6年度・月額)(札幌市)
障がいの程度：1級 55,350円 2級 44,280円

— * 任意加入期間による脱落者の救済措置 —

20

次週

次回は 1月27日

13.【社会福祉制度の概要】関連する法制度と対象、実施体制等 第5章社会保障制度の体系 第7節 社会福祉制度の概要(1)社会福祉制度の概要(3)社会福祉制度の基本法—社会福祉法(3)高齢者福祉(4)児童福祉(4)障害者福祉

P.227-239

21

21